

高畠町農業委員会第28回総会議事録

1. 開催日時 令和7年9月25日(木) 午前10時00分から午前10時32分

2. 開催場所 高畠町役場 委員会室

3. 出席委員(12名)

会長	1番	山口 令和 委員			
	2番	佐藤 泰彦 委員	3番	山田 文則 委員	
	4番	高梨 修一 委員	7番	齋藤 真徳 委員	
	9番	黒田 雅幸 委員	10番	菅野 仁一 委員	
	11番	高橋 稔 委員	12番	栗田 亮一 委員	
	13番	安部 春一 委員	15番	萩原 拓重 委員	
	16番	高橋 正利 委員			

4. 欠席委員(4名)

5番	長谷川 みどり 委員	6番	横山 裕一 委員
8番	嶋津 功美 委員	14番	庄司 和美 委員

5. 遅刻委員(-名)

なし

6. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 会期の決定

第 3 付議事項

報第 41号	新規就農者の申出について……………	1件
報第 42号	農地転用許可制限例外の確認について……………	1件
報第 43号	農地法第18条第6項の規定による通知について……………	3件
議第114号	農地法第3条第1項の規定による所有権の移転許可申請に対する農業委員会の許可について……………	3件
議第115号	農地法第3条第1項の規定による賃貸借権の設定移転許可申請に対する農業委員会の許可について……………	1件
議第116号	農地法第3条第1項の規定による使用貸借権の設定移転許可申請に対する	

	農業委員会の許可について……………	1 件
議第 1 1 7 号	農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する農業委員会の意見決定 について……………	1 件
議第 1 1 8 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する農業委員会の意見決定 について……………	3 件
議第 1 1 9 号	地域計画の変更に係る農業委員会の意見決定について……………	1 件

7. その他の事項

8. 報告事項

9. 農業委員会事務局職員

事務局長 二宮 弘 明

事務局次長兼農地係長 山 口 充

主任 小 関 陽 香

主 事 齋 藤 一 哉

農林課職員

主任 平 石 哲 哉

事務局長

ただいまより第28回高畠町農業委員会総会を開会いたします。

初めに、高畠町農業委員会憲章唱和を行います。佐藤代理、よろしくお願
いいたします。皆様、ご起立お願いいたします。

(高畠町農業委員会憲章唱和)

事務局長

ありがとうございました。

それでは、山口会長よりご挨拶をいただきます。よろしくお願
いいたします。

山口会長

【会長挨拶】

事務局長

ありがとうございました。

本日の欠席者の届出について、ご報告いたします。5番長谷川みどり委
員、6番横山裕一委員、8番嶋津功美委員、14番庄司和美委員の4名より
欠席の届出がありましたので報告いたします。したがって、出席委員は
16名中12名で定足数に達しております。

それでは、高畠町農業委員会総会会議規則第5条第1項により、議長は会
長が務めることになっておりますので、以降の議事進行は山口会長にお願
いいたします。

議 長

それでは、議事に入ります。

初めに、日程第1、議事録署名委員の指名についてであります。高畠町
農業委員会総会会議規則第18条第2項の規定により、議長において指名い
たします。

9番黒田雅幸委員、12番栗田亮一委員をお願いをいたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の齋藤主事を指名いたします。

議 長

次に、日程第2、会期の決定を行います。

本総会の会期は、本日1日限りといたします。

議 長 次に、日程第3、報第41号「新規就農者の申出について」1件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。・・・齋藤主事。

番 外 《齋藤主事》 ただいまの件について、ご報告いたします。

【報第41号を議案書をもとに朗読】

議 長 ただいまの件で発言のある方ございますか。15番萩原委員。

15番 15番です。

参考までに聞かせていただきたいんですけども、申出者の住所が〇〇〇ということなんですが、農業生産をしていく上での拠点になる法人事務所というのは、〇〇のどの辺なんでしょうか。

議 長 齋藤主事。

番 外 《齋藤主事》 〇〇の所在については、〇〇の〇〇となっております。〇〇です。

以上です。

議 長 そのほかございますか。9番黒田委員。

9 番 9番です。

ちょっと私分らないんですけども、株式会社で事業内容をいろいろ書いてありますけれども、こちらの法人は農地所有適格法人に該当するんでしょうか。

議 長 齋藤主事。

番 外

《齋藤主事》 法人が農地を取得する場合は、農地所有適格法人か一般法人の要件を満たして農地を取得していただく必要があるんですけども、今回〇〇さんについては、農地所有適格法人ではなく一般法人ということで申請をいただいて、農地の権利取得をしていただいております。

農地所有適格法人と一般法人の違いといいますと、要件も違うんですけども、農地所有適格法人でありますと、農地も所有することができるんですけども、一般法人の場合は解除条件をつけた賃貸借であれば農地法3条で権利取得できるということになっております。要件として、農地所有適格法人の場合ですと、売上の過半が農業による売上げでないといけないとかあるんですけども、一般法人の場合ですと、役員であったり主要な従業員の1人が、150日以上農業に従事することというのが主な要件になっておりますので、そちらのほうで要件取りまして、今回3条申請を上げたところでございます。

以上です。（「分かりました」の声あり）

議 長

そのほかございますか。

この指導者、〇〇さんというのはどこの人ですか。（不規則発言あり）

齋藤主事。

番 外

《齋藤主事》 〇〇の方になっております。

議 長

そのほか、なければ。

（発言なし）

議 長

特に発言はないようですので、以上で報第41号を終わります。

議 長

次に、日程第4、報第42号「農地転用許可制限例外の確認について」1

件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。・・・山口次長。

番 外

《山口次長》 ただいまの案件につきましてご報告いたしますが、その前に、制限例外について久しぶりでございますので、簡単にこの制度についてご説明いたします。

農地転用は原則許可案件ということになりますけれども、面積が2アール未満の自己の農地に農業用施設を設置する場合ですと、農地転用の例外に該当になります。したがって、県知事への許可申請が不要で、農業委員会への届出をいただければ手続は完了となります。

ちなみに、届出があった場合には転用申請と同じく農業委員と事務局で現地調査を行って、本総会でご報告いただく形で資料のほうに掲載しております。

それでは、報告いたします。

【報第42号を議案書をもとに朗読】

議 長

この案件については現地調査が行われておりますので、代表農業委員より報告願います。11番高橋 稔委員。

11番

11番です。

9月16日、二宮局長、山口次長、高橋正利委員と私で4名で現地を確認してまいりました。

ただいま山口次長から、農地転用許可制限例外について説明ありましたが、もう作業小屋というかプレハブではないパイプ倉庫が建っておりますけれども、問題ないと見てまいりました。

以上です。

議 長

ただいまの件で発言のある方ございますか。

これは、基礎があるからこそ農業委員会への提出だけでいいということ
でありますか。次長。

番 外 《山口次長》 基礎のありなし関係なく、農業用施設として占有する面積
が2アール未満という解釈になります。

今回の建物につきましては、ビニールハウスが土の上に最初立っていたん
ですけれども、コンクリート敷きにして利用している形で、基礎自体はござ
いませんでした。

以上です。

議 長 ほかに何か。

(発言なし)

議 長 特に発言はないようですので、以上で報第42号を終わります。

議 長 次に、日程第5、報第43号「農地法第18条第6項の規定による通知に
ついて」3件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。・・・小関主任。

番 外 《小関主任》 ただいまの件について報告いたします。

【報第43号を議案書をもとに朗読】

議 長 ただいまの件で発言のある方ございますか。

(発言なし)

議 長 特に発言はないようですので、以上で報第43号を終わります。

議 長 次に、日程第6、議第114号「農地法第3条第1項の規定による所有権の移転許可申請に対する農業委員会の許可について」1件を議題といたします。

担当地区推進委員からの現地調査の報告を含め、事務局の説明を求めます。・・・小関主任。

番 外 《小関主任》 ただいまの件について説明いたします。

【議第114号を議案書をもとに朗読】

【現地調査結果を報告】

議 長 以上で説明、報告が終わりました。これより議案に対する質疑に入ります。質疑の方ございませんか。9番黒田委員。

9 番 9番です。

28番の案件なんですけれども、〇〇にお住まいの方が畑を購入するということなんですけれども、隣の住宅をこれから買って高島町のほうに転入する予定なんですか。

もしそうでないとなれば、何か〇〇から大分遠いなんですけれども通って、この農地を効率的に利用することが可能なかどうか、ちょっと疑問なものですから、その辺教えていただきたいと思います。

議 長 齋藤主事。

番 外 《齋藤主事》 〇〇さんについては、申請地に隣接している宅地、建物も一緒に購入しまして、こちらのほうに住所を移しまして農業をしていくという事で聞いております。

〇〇さんが農業をどうしてもしたいということで、まずこの農地の申請の許可を得てから、引っ越しのほうも行っていくということで聞いておられて、年内には引っ越しを行う予定でいると聞いております。なお〇〇のほうでも農業のほうを少ししておられて、そちらの経験もあるので、耕作上の問題はないのかなと考えております。

以上です。（「分かりました」の声あり）

議 長 そのほか、ありますか。

（質問、意見なし）

議 長 ないようですので、質疑を打ち切ります。
それでは、採決いたします。

議 長 ただいま議題となっております議第114号について、原案のとおり決定
するにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議 長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、日程第7、議第115号「農地法第3条第1項の規定による賃貸借
権の設定移転許可申請に対する農業委員会の許可について」1件を議題と
いたします。

担当地区推進委員からの現地調査の報告を含め、事務局の説明を求めま
す。・・・小関主任。

番 外 《小関主任》 ただいまの件について説明いたします。

【議第115号を議案書をもとに朗読】

【現調査結果を報告】

以上です。

議 長 以上で説明、報告が終わりました。これより議案に対する質疑に入ります。質疑の方ございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 ないようですので、質疑を打ち切ります。
それでは、採決いたします。

議 長 ただいま議題となっております議第115号の案件について、原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、日程第8、議第116号「農地法第3条第1項の規定による使用貸借権の設定移転許可申請に対する農業委員会の許可について」1件を議題といたします。

担当地区推進委員からの現地調査の報告を含め、事務局の説明を求めます。・・・小関主任。

番 外 《小関主任》 ただいまの件について説明いたします。

【議第116号を議案書をもとに朗読】

【現地調査結果を報告】

議 長 以上で説明、報告が終わりました。これより議案に対する質疑に入ります。質疑の方ございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 ないようですので、質疑を打ち切ります。
それでは、採決いたします。

議 長 ただいま議題となっております議第116号について、原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、日程第9、議第117号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する農業委員会の意見決定について」1件を議題といたします。
事務局の説明を求めます。・・・山口次長。

番 外 《山口次長》 ただいまの案件について説明いたします。

【議第117号を議案書をもとに朗読】

議 長 この案件については現地調査が行われておりますので、11番高橋 稔委員より報告をお願いします。

11番

11番です。

9月16日、二宮局長、山口次長、高橋委員と私とで4人で現地確認してまいりました。

一部既存の車庫、古い車庫が建っておりましたが、あと小さいパイプの物置のようなものが立っておりましたけれども、てんまつ書を提出してもらおうという形で、ほかは問題ないということで見てまいりました。

以上です。

議長

以上で説明、報告が終わりました。これより議案に対する質疑に入ります。

てんまつ書も出されているということですから、まずまずというかね。

(質問、意見なし)

議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

それでは、採決いたします。

議長

ただいま議題となっております議第117号について、原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしと認め、原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、日程第10、議第118号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する農業委員会の意見決定について」3件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。・・・山口次長。

番外

《山口次長》 ただいまの件について、ご説明いたします。

【議第118号を議案書をもとに朗読】

議 長 この案件についても現地調査が行われておりますので、代表農業委員の16番高橋正利委員、お願いします。

16番 16番高橋正利です。

 9月16日に、高橋 稔委員、二宮事務局長、山口次長と4名で現地調査に行ってまいりました。

 3件とも雑草が生い茂ってはいましたが、事前着工もなく、特に問題はないと判断してきました。

 以上です。

議 長 以上で説明、報告が終わりました。議案に対する質疑を受け付けます。どなたかありますか。

 (質問、意見なし)

議 長 ないようですので、質疑を打ち切ります。

 それでは、採決いたします。

議 長 ただいま議題となっております議第118号について、原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

 (異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、日程第11、議第119号「地域計画の変更に係る農業委員会の意

見決定について」1件を議題といたします。

この案件については農林課から出席いただいておりますので、平石主任の説明を求めます。・・・平石主任。

番 外 《平石主任》 ただいまの件について説明させていただきます。

【議第119号を議案書をもとに朗読】

議 長 以上で説明が終わりました。これより議案に対する質疑に入ります。ございますか。

(質問、意見なし)

議 長 ないようですので質疑を打ち切ります。
それでは、採決いたします。

議 長 ただいま議題となっております議第119号の案件について、原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたしました。

議 長 平石主任は、ここで退席となります。ご苦労さまでした。

議 長 次に、報告事項並びに今後の日程説明に入ります。
まず最初に、事務局長。

番 外 《二宮局長》

【報告事項並びに今後の日程説明】

議 長 続きまして、運営委員会委員長報告。10番菅野仁一委員長。

10番 【報告事項並びに今後の日程説明】

議 長 続きまして、農地専門委員会委員長報告。7番齋藤真徳委員長。

7番 【報告事項並びに今後の日程説明】

議 長 続きまして、農振専門委員会委員長報告。11番高橋 稔委員長。

11番 【報告事項並びに今後の日程説明】

議 長 続きまして、農業協同組合理事報告。13番安部春一理事。

13番 【報告事項並びに今後の日程説明】

議 長 その他ございませんか。

ないようですので、以上で本日の総会を閉会といたします。